

米国財務省が 米国モデル租税条約の 改訂案を公表

今後の日米租税条約及びBEPSへの影響は?ⁱ

EY税理士法人

国際税務部 シニアマネージャー 岡 映

国際税務部 登坂 峻

Contents

今回の改訂草案の意義

- I. 米国モデル租税条約の位置付け
- II. 改正案の概要及びBEPSを踏まえた
長期的な視点での日本企業への影響
まとめ

今回の改訂草案の意義

米国財務省は、自らの租税条約ポリシーに基づき、自国の条約交渉案の参考及び解釈の指針とするため、従来から、U.S. Model Income Tax Convention (米国モデル租税条約) 及びその説明 (Model Technical Explanation) を作成しています。2015年5月20日、米国モデル租税条約及びその説明の改訂案が米国財務省から公表されました (以下、単に「改訂案」といいます)。当該改訂案は、今後実際の米国モデル租税条約に反映されることがあれば、長期的な観点からは、将来の条約交渉等に影響を及ぼす可能性があります。2013年に改正された日米租税条約 (米国上院の批准待ちⁱⁱ) は、2006年11月にアップデートされた現時点の米国モデル租税条約を踏まえた交渉の末、日米両国政府間にて合意されたものです。したがって、今回の改訂案が反映された後の米国モデル租税条約を踏まえて、改めて日米租税条約自体の改正が行われるまでには相当程度の期間を要するものと推測されるため、今回の改訂案の内容が、近日中に日米租税条約の具体的な適用関係に直接の影響を及ぼす可能性は低いです。

しかしながら、上記のとおり、実際の米国モデル租税条約に改訂案の内容が今後反映されれば、米国財務省の租税条約ポリシーの一部を構成することとなるという意味では重要であり、現在の同省の考え方を知るのに貴重な資料の一つであると

i. 本稿の内容については、筆者らのみが責任を負うものであり、本稿に記載されている見解は筆者らの個人的な見解であって、筆者らの属する団体の見解を表明又は示唆するものではないことを付言する。

ii. <http://www.state.gov/s/l/treaty/pending/>

いえます。また、米国進出に限らず、日本企業の海外進出及び現地での事業展開において、進出先の国の法制の動向及び税務リスクをいち早く把握し対策を講じることが重要になるところ、いわゆる税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)の議論は、今後、各国の法制に大きな影響を与えることが予想されるところです。今回の改訂案作成に係る米国財務省のプレスリリースにおいては、一部の条項についてはBEPS計画と整合的な内容を定めた趣旨の説明もなされていますⁱⁱⁱし、また、改訂案がBEPSの作業に与える影響も意識されているものと思われます。従前、BEPSの議論の進展に関し必ずしも肯定的な見解を表明していた訳ではない米国が、BEPSへの影響を意識した内容を公表した点には注意が必要です。さらに、改訂案は本年9月15日までパブリックコメントに付されていますが、米国モデル租税条約改訂の草案をパブリックコメントに付すこと自体も異例であり、この点からも注目されています。今後、BEPSの議論の動向を占うという意味でも、今回の米国のモデル租税条約改訂案の内容を把握しておくことは有益といえるでしょう。

そこで、以下では、改訂案の意義を確認するため、米国モデル租税条約の位置付け及び改訂案の内容をそれぞれ概観したうえで、BEPSとの関連性も踏まえ、中長期的な視点から参考となるポイントを探ります。

I. 米国モデル租税条約の位置付け

上記のとおり、米国モデル租税条約は、米国が他国と二か国間租税条約を交渉する際のスターティングポイントとして米国財務省が公表しているものであり、その説明(Model Technical Explanation)も、個別の租税条約についての説明(Technical Explanation)の土台となります。1996年版に、米国国内法及び租税条約ポリシーの変化を反映して改訂する形で、2006年11月に現在の米国モデル租税条約及びその説明が公表されています。今回の改訂案は、この2006年版のアップデートとなります。

もっとも、米国の締結する租税条約の内容は、必ずしも米国モデル租税条約と同一の内容というわけではなく、相手国との交渉状況によって米国モデル租税条約とは異なる文言や米国モデル租税条約にはない条項が採用されることもあります。

いずれにせよ、上記のとおり、米国の租税条約交渉のスターティングポイントとなる、米国の租税条約ポリシーを示すものとして、モデル租税条約の概要を把握することは有益であると考えられます。

II. 改正案の概要及びBEPSを踏まえた長期的な視点での日本企業への影響

米国財務省のプレスリリースの冒頭で、改訂案の条項は、いわゆる無国籍所得(stateless income)^{iv}、コーポレートインバージョン(米国企業の国外転出)及び租税条約の特典制限条項(Limitation On Benefits、以下「LOB条項」という)の点に対処するものである旨が謳われています。改訂案として5つの案が提示されており、以下、今回の各案を概観します。

(1) 第三国のPE(いわゆる免税PE(Exempt PE))に帰属する所得に係る条約上の恩典等の排除

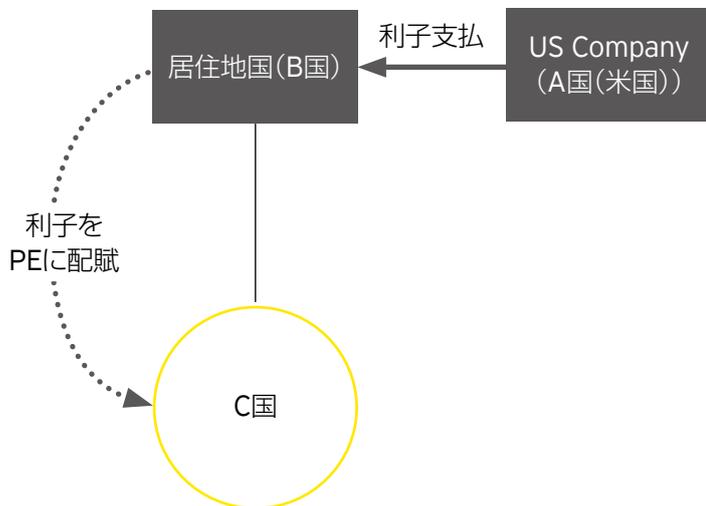
租税条約は、多くの場合、二重課税を防止するため、一方の締結国の課税権を制限するという二か国間の合意です。したがって、三か国が関連する状況(いわゆる三角状況)で、租税条約の適用の仕方次第では二重課税又は二重非課税が生じかねない取引について、どのような処理を行うのが妥当か検討する必要があります。例えば、改訂案では、源泉地国であるA国からB国の企業が得ている所得(利子支払など)について、当該所得はC国の恒久的施設(PE)に帰属するとしてB国では課税されない一方で、C国では無税又は非常に低い税率でしか課税されない場合を想定した対処がなされています。この場合、AB間租税条約によりA国の課税権を制限すると、当該所得についてはどの国も(ほとんど)課税しない事態が生じます。また、他には、源泉地国である米国からB国の企業が得ている所得(利子支払など)について、B国の基準から見ると、米国にPEが存在するものと取り扱われ、当該所得はPEに帰属するものの、米国税法の基準から見ると、米国で事業を行っているという評価を受けず課税されない場合が事例として挙げられています。この場合も、米国とB国との間の租税条約で米国の課税権を制限したときには、当該所得についてはどの国も(ほとんど)課税しない事態が生じます。そこで、改訂案では、上記のような事例で、一定の場合^vに当該企業が条約の恩典を受けられない旨の規定^{vi}を定めています。

iii. <http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl10057.aspx>

iv. 一般に、どの国でも課税されない又はほとんど税金が課されない所得を指す趣旨で使われているものと思われます。See, e.g., FACT SHEET: Administration's FY2016 Budget Tax Proposals.

v. 当該所得に対して源泉地国A国及び居住地国B国が課す税の合計が、(i)居住地国A国の一般的な税率の60%を下回る場合及び(ii)PE所在地国(C国)が源泉地国A国と包括的な租税条約を締結しておらず、居住地国A国がPEに帰属する所得を課税標準に含まない場合が挙げられています。

vi. 改訂案と似た趣旨を持つ規定と推測されるものが、米国の締結済の租税条約には散見されます。See, e.g., Art. 21(6) of the 2006 U.S.-Belgium Income Tax Treaty; Art. 30(5) of the 1994 U.S.-France Income Tax Treaty, as amended by the 2004 and 2009 Protocols to the Treaty; Art. 28(5) of the 1989 U.S.-Germany Income Tax Treaty, as amended by the 2006 Protocol to the Treaty; Art. 24(5) of the 2010 U.S.-Chile Income Tax Treaty (signed but not approved by the Senate).



BEPS行動計画においても、行動計画6の租税条約の濫用防止において、第三国に所在するPEを踏まえ条約上の恩典を否定すべき場合につき、どのように二国間の租税条約で手当すべきかが議論されています。また、行動計画15の多国間協定開発において、二国間租税条約による対応に留まらず、多国間協定を通じた三角状況への包括的な対処を検討するものとされております^{vii}。このように、今回の改訂案の内容は、BEPSに関する国際的な議論の潮流と併せて引き続き注視していく必要があるでしょう。

また、三角状況の議論とは別に、BEPS行動計画7においてPEの人為的認定回避の防止が議論されており^{viii}、コミッショナアその他類似したアレンジメントや、契約について一定の重要な要素について交渉する行為など、従来PEではないと一般的には整理されてきた取引についてもPEに含めるべきか否かが議論されています。行動計画7の議論及び各国法制、条約解釈の推移如何では、中長期的には、PEを構成するか否か等を含めて既存の取引関係についても改めて検討を行う必要が生じる可能性があります。そうした検討に際して、本論点も併せて全体的な検討がなされることが望ましいといえます。

(2) 国外移転した事業体(Expatriated Entities)に関するルール

米国企業が外国企業との統合等を契機に他国に移転すること(いわゆるインバージョン)が昨今特に話題になっており、こうした動きに関連する米国税制に関する手当^{ix}も行われています。

改正案では、こうした流れ及び税制を踏まえて、当該米国税制に定義される「国外移転した事業体(Expatriated Entities)」^xについては、条約上の恩典を国外移転後10年間主張できないという制限を、配当、利子、ロイヤリティ及びその他所得に設ける内容が提案されています。

(3) 利子、ロイヤリティ及びその他所得に係る特別税制レジーム(special tax regime)への対応

利子、ロイヤリティ及びその他所得について、課税標準又は税率を限定、減少させることで有利な実効税率をもたらす税制(法律のみならずルーリング等を通じた取扱実務を含みます。)を特別税制レジーム(special tax regime)と名付け、かかるレジームに由来する所得に関しては原則として恩典を与えない内容となっています。

BEPS行動計画においても、行動計画6で特別税制レジームという概念の定義及び利子、ロイヤリティ並びにその他所得に係る条約の恩典を与えない内容を定める草稿案が公表され^{xi}、コメントが寄せられています。米国モデル租税条約改訂案の推移と併せ、国際的な議論の推移が注目される^{xii}といえるでしょう。

vii. BEPS2014年行動6成果物83頁乃至86頁パラ41並びに42及びBEPS2014年行動15成果物24頁等参照。行動6の改訂討議草案でも第三国に所在するPEに関し当該趣旨の条項が含まれております(2015年5月22日付行動6改訂討議草案パラ103乃至107ご参照)。

viii. ディスカッションドラフト改訂版に係る議論については、EY税理士法人2015年6月8日付ニュースレター参照 <http://www.eytax.jp/pdf/newsletter/2015/Japan-tax-alert-08-June-2015-j.pdf>

ix. 米国企業によるいわゆるコーポレートインバージョンの実質的效果を減殺すること等を目的として2014年9月に米国財務省及び米国内国歳入庁によりNotice 2014-52が発布されたのは記憶に新しいところです。

x. 60%以上の株式をインバージョン前の旧株主が保有している等の要件が定められています(米国内国歳入法典第7874条(a)(2)参照)。なお、もともと、米国税法において、80%以上の株式をインバージョン前の旧株主が保有している場合には当該インバージョン後の外国法人は米国税法目的では内国法人に該当するものと定められているため(同条(b))、改訂案が想定しているのは60%以上80%未満の株式をインバージョン前の旧株主が保有している場合となるものと思われます。

xi. 行動計画6改訂草案パラ53 Proposal 1参照 <http://www.oecd.org/tax/treaties/revise-discussion-draft-beps-action-6-prevent-treaty-abuse.pdf>

xii. 例えば、本年6月には、米国財務省国際税務カウンセラーDanielle Rolfes氏が、今回の改訂案では特別税制レジームの範囲をBEPS行動計画6よりも狭く定めていることに言及したと報じられており、こうした財務省関係者の発信は注目に値するところです。See, Questions Remain on BEPS, U.S. Model Treaty Changes, August 14, 2015, available at: <http://www.caplindrysdale.com/files/16561-Questions%20Remain%20on%20BEPS,%20U.S.%20Model%20Treaty%20Changes%20.pdf>

(4) LOB条項への変更-派生的特典条項 (derivative benefits test)の追加等

改訂案ではLOB条項の文言の変更が提案されています^{xiii}。変更内容の例として、米国が締結済の一部の租税条約に含まれているものに類似した「派生的受益基準 (derivative benefits test)」条項の米国租税モデル条約への導入が挙げられます。派生的受益基準を含む租税条約の場合、当該居住者自身が適格者に該当しない場合であっても、一定の条件を充たす場合には、当該居住者に条約の恩典が認められる可能性があります^{xiv}。具体的には、改訂案第22条第4項では、いわゆる同等受益者、すなわち源泉地国が他の国と締結する他の同等な条約の恩典を受ける資格のある者 (equivalent beneficiary) に95%以上の議決権及び価値を直接又は間接に保有されており(ただし合計で7以下の同等資格者が保有しているときに限ります)、中間に入る保有者すべても同等の租税条約の恩典を受ける等の条件を充たしたうえで、さらに、当該居住者及び当該者の属するグループが課税ベース侵食テストに抵触しない場合に条約上の恩典を与える旨の規定が追加されています。当該規定との関係では、米国が締結済の一部の租税条約^{xv}と異なり、同等受益者の要件について、条約の特典を主張する対象となる国と同じ経済圏 (EU等) に限定されていない点が注目されています。例えば、米国及びEUにグループ企業を有する日本企業にとっても、今後、米国モデル租税条約及び米国の締結する租税条約において派生的特典条項が採用された場合、その内容如何によっては、租税条約の適用範囲が拡大しないか将来的に検討する余地はあります。

その他にも、現在の米国モデル租税条約では適格者として扱われている、一方の締結国の上場会社の子会社等についても、適格者として扱われるために当該者及び当該者の属するグループが課税ベース侵食テストを充たす必要がある旨の改訂がなされている^{xvi}ことも注目されます。

(5) 後日の法令変更(税率変更)への対処

条約締結後に、一方の国の法人税率又は個人所得税率(累進課税に係る最高税率)が15%を下回った場合又は条約締結国のいずれかが外国源泉所得(利子及びロイヤルティを含みます。)のほとんどすべてについて免税とすることとした場合には、条約の他の条項の有効性を維持したまま、配当、利子、ロイヤルティ及びその他所得に係る条約の条項の有効性を停止させることが可能である旨の条項が提案されています。

BEPS行動計画においても、行動計画6で、上記条項の後段、すなわち、外国源泉所得のほとんどすべてについての免税が行われた場合に、上記と同様の効果を生じさせるという草稿案が公表されており^{xvii}、米国モデル租税条約改訂案への影響も含め、国際的な議論の推移が注目されます。

(6) 参考:紛争解決条項

具体的な改訂案としては提示されていないものの、プレスリリースによれば、条約締結国双方の税務当局に対して法的拘束力のある仲裁による紛争解決に係る条項を、改訂後の条項に含める予定であるとされています^{xviii}。この点も、BEPS行動計画における、行動計画14における仲裁制度に関する議論と併せて注目に値する点といえるでしょう。

まとめ

冒頭で述べたとおり、今回の米国モデル租税条約の改訂案は、(i)(具体的な法律及び条約と異なり)米国財務省の見解及び条約交渉上のポジションを示すモデル租税条約及びその解説の、(ii)改訂案に過ぎません。当該内容が同モデル租税条約に反映されたうえ、さらに、(iii)将来の日米租税条約に具体的に反映され、当該条約が発効するまでは、日米間の取引に直接関係するものではありません。

xiii. BEPS行動計画では、行動計画6において、いわゆるLOB条項と、主要目的テスト(PPT)とを概念的に区別して整理したうえで、条約濫用防止の議論がなされています。BEPS 2014年行動6成果物11頁及び前掲行動6改訂議論草案参照。改訂案の文書には米国のBEPSの特定の論点に対するポジションについて特に明示されておりませんが、例えば、本年9月にスイスバーゼルで行われたIFA大会において、米国財務省副次官補(国際税務担当)であるRobert Stack氏が、PPTを支持できない旨を述べたと報じられています。IFA 69th Congress in Basel Seminar G: IFA/OECD, 2 September, 2015, available at: <http://online.ibfd.org/ifa-basel/data/tns/docs/html/tns-2015-09-02-ifa-1.html>

xiv. LOB条項を含むが派生的受益基準を含まない租税条約の場合、形式的には居住者であるけれども、当該者がLOB条項上の適格者に該当しない場合には、当該条約の適用はないこととなります。

xv. See, e.g., Art. 26(8) of the 1992 U.S.-Netherlands Income Tax Treaty, as amended by the 2004 Protocol to the Treaty

xvi. 改訂案第22条第2項(d)(ii)及び現行米国モデル租税条約第22条第2項(d)参照。

xvii. 前掲注xi行動計画6改訂草案パラ53 Proposal 2参照。

xviii. 上院で承認待ちの日米租税条約改正議定書による改正後日米租税条約第25条第5項乃至7項においては、一定の場合に仲裁判断が、両国を拘束する判断となる旨が定められています。

もっとも、前記のとおり、米国財務省の見解及びその問題意識を知り、さらに、BEPSと併せてその概要をモニターし、国際的な潮流を分析するという意味で、今回の改訂案及び今後の議論の趨勢^{xix}を把握することは有益です(例えば、BEPS行動計画6における特別税制レジーム及び後日の税法変更に関する規定案は、LOB条項の中に派生的特典条項を含めることへの異論を踏まえ、米国の代表が議論を促したと言われています^{xx})。また、これまで日米租税条約の内容が日本の租税条約ポリシー

のあり方と与えてきた潜在的な影響の大きさを踏まえると、日本の租税条約ポリシーへの将来的な影響が生じないかも見守っていく必要があると考えます。今後、改訂案が最終的にどのような内容で実際の米国モデル租税条約に反映されるか、今後予定されているBEPSの各行動計画の成果物の最終化と併せて注視し分析していく必要があるテーマであるといえるでしょう。

xix. 例えばNY州弁護士会租税セクションが特別税制レジーム及び後日の法令変更への対応について、租税条約ポリシー、源泉徴収代理人(Withholding Agent)の実務上の対応を踏まえた観点等から、コメント(Recommendation)を出しています。改訂案の残りの内容についても別途レポートを出す予定があるとされています。New York State Bar Association, Tax Section, Report No.1327, Certain Proposed Revisions to the U.S. Model Tax Convention(August 19, 2015), available at: <https://www.nysba.org/Sections/Tax/Tax-Section-Reports/Tax-Reports-2015/Tax-Section-Report-1327.html>

xx. 前掲注xi行動計画6改訂草案パラ50参照

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151125

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp